

3 長薬発第 269 号
令和 3 年 6 月 10 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2) (コミナティ筋注)の
使用に当たっての留意事項について」の補遺について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、長野県健康福祉部長から、標題について別添のとおり通知がありました。
つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

長野県薬剤師会
担当：医薬品情報室 一志
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : di@naganokenyaku.or.jp

3 薬第198号
3 感ワ第27号
令和3年(2021年)6月7日

一般社団法人長野県医師会 会長
一般社団法人長野県薬剤師会 会長 様
長野県医薬品卸協同組合 理事長

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「コロナウイルス修飾ウリジンRNA ワクチン (SARS-CoV-2) (コミナ
ティ筋注)の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

本県の健康福祉行政につきましては、日ごろから格別な御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医
薬安全対策課長から、下記及び別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴会(組合)員への周知について御配慮
願います。

記

- 通知要旨
 - ・ 標記薬剤の添付文書改訂により、接種対象者に、新たに 12～15 歳の者
が追加された。
 - ・ また、標記薬剤の保存方法として、新たに冷蔵庫(2～8℃)で1カ月
保存することが可能となった。

薬事管理課薬事温泉係 小池 裕司(課長) 疋田 晃典(担当) 電話 026-235-7157(直通) FAX 026-235-7398 Eメール yakuj i@pref. nagano. lg. jp	感染症対策課ワクチン接種体制整備室 山邊 英夫(室長) 中曽根 亨(担当) 電話 026-235-7319(直通) FAX 026-235-7334 Eメール corona- vacci ne@pref. nagano. lg. jp
---	---

薬生薬審発0602第3号
薬生安発0602第1号
令和3年6月2日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公印省略）

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）
の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

本年2月14日に薬事承認を行ったコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：コミナティ筋注。以下「本剤」という。）の取扱いについては、令和3年2月14日付け薬生薬審発0214第1号、薬生安発0214第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長通知「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の使用に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）により通知したところで

す。今般、5月31日に本剤の添付文書が改訂されましたので、留意事項通知に加え以下の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。なお、臨時接種における本剤の取扱いの詳細は、別途厚生労働省健康局健康課予防接種室より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等で周知されている旨申し添えます。

記

1. 接種対象者について

本剤の接種対象者について、新たに12～15歳の者が対象に加わった。なお、12

歳未満を対象とした臨床試験は実施されていない。

2. 保存方法について

本剤の保存方法として、新たに冷蔵庫（2～8℃）で1ヶ月保存することが可能となった。なお、引き続き-90～-60℃では6ヶ月、-25～-15℃では14日間まで保存することが可能となっている。また、いずれの場合にも箱、バイアルに記載の最終有効年月日（LOT/EXP欄に記載された年月）までに使用すること。

3. その他留意事項について

本剤の最新情報については厚生労働省のホームページや最新の添付文書、各種資料を参照すること。留意事項通知及び本通知と異なる記載がある場合には通知ではなく最新の各資料に従うこと。